

答申第 819 号

諮問第 1373 号

件名：ご意見・感想記入用紙の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、「ご意見・感想記入用紙」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 27 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 11 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立に係る処分は、愛知県情報公開条例（以下、「条例」）の本旨・目的を蔑ろにし、その規定に違反している。

(ア) 条例は、県の「諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的」（第 1 条）にしている。

(イ) 異議申立人が開示請求した「2001～2014 の各年度の教科書展示会場ごとの県民の意見・感想」は、県下市町村教育委員会及び採択地区協議会が公立小中学校の教科用図書（教科書）を選定・採択する際の重要な資料の一部である。

この重要性について、愛知県教育委員会（以下、「県教委」）が設置する愛知県教科用図書選定審議会で、県教委の担当者は次のように説明している。「国からも、教員や保護者等に教科書について広く知っていただけるよう努めることが求められています。そうした点から、…〔中略〕…また、採択地区協議会においては、展示会場内の御意見箱に寄せられた県民の皆様の声を参考にしながら、協議がなされるよう指導・助言しているところです。ちなみに、前回採択替えのあった平成 23 年度、教科書展示会に訪れた方は、合計 3,172 名でした。そして、展示会場内に設置されたご意見箱に寄せられた御意見の数は

765 件あり、参考にさせていただきました。愛知県教育委員会としましては、多くの方に、貴重な御意見をいただいたものととらえ、子どもたちの使用する教科書に関し、県民の皆様の意識が高まっているということを改めて、痛感いたしました。そして、投函された意見を採択地区協議会で取り上げていただくように依頼するなど、適切に対応させていただきました。」(平成 25 年 4 月 23 日の会議録)

- (ウ) よって、教科書の選定・採択は、「県民に説明する責務」のある教育行政機関の活動であり、「県民の的確な理解と批判の下に」置かれるべき事務であることはいうまでもなく、その事務遂行上、異議申立人が開示請求した「県民の皆様の声」「投函された意見」が重視されていることは明らかである。

異議申立人は、この声・意見が正当に参考にされたかどうかを検証しようと考え、開示請求をした。これは、開示情報を「この条例の目的に即して適正に使用」(第 4 条)とすることそのものである。

- (エ) にもかかわらず、県教委は、条例第 7 条第 2 号を機械的に適用し、異議申立人の開示請求を拒否した。「投函された意見」のほとんどには「個人に関する情報」である「氏名」が書かれている(断定する根拠は後記)が、しかし、異議申立人は、「氏名」ではなく、「意見・感想」を求めたのである。

条例は、「氏名、…その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、」(第 8 条第 2 項)「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」(第 8 条第 1 項)と明記している。

県教委は、異議申立人の意図を問い合わせることもなく、一方的に「おそれ」を振りかざし、条例の趣旨をねじ曲げる対応をした、と言わざるを得ない。

- (オ) 県教委は、また、条例第 7 条第 6 号を適用して、教科書採択「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを、不開示の根拠としているが、異議申立人が開示請求したのは、採択済みの「2001～2014 の各年度」の意見・感想であり、当該資料が関わる年度の採択事務の「遂行に支障を及ぼす」ことはあり得ない。

- (カ) 異議申立人は、2001 年以降の教科書採択替え年度(小中学校は原則として 4 年ごと)に、採択事務に関する膨大な一括資料を特定の市教委に公開請求し、市教委の教科書採択事務の適正度を検証してきた。

公開資料のなかには、条例第 7 条第 2 号と同一趣旨の市条例の規定により「氏名」部分は当然「非公開」とされているが、特定の市内の教科書展示会場で投函された市民の「意見・感想」がある。

県教委が「不開示」とした「意見・感想」には、特定の市分も含まれている。(イ)で引用した「765 件」のうち、397 件（異議申立人のカウントによる）が特定の市分である。したがって、同一のものが、特定の市では（一部）公開され、愛知県では全面非公開（不開示）とされていることになる。情報公開条例の細部の違いを超えて、どちらが情報公開制度の趣旨に沿うものであるかは、明らかである。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 愛知県教育委員会（以下、県教委）は、「不開示理由説明書」（以下、説明書）で、「投函されたものについては県教育委員会が全て回収し、教科用図書の採択において参考としている」と主張する。

しかし、県教委が「採択」するのは県立学校（高校と特別支援学校）の教科書のみであり、しかも、県教委は各県立学校が実質的に決定したものを追認して形式的に「採択」しているだけである。

したがって「採択において参考としている」とは言い難い。

現に、県教委から異議申立人（以下、申立人）に情報提供された県教委部内資料、「教科書センターに寄せられた主な意見・感想」をみれば、9 年間分もありながら、なおかつ、高校の教科書はほぼ毎年いずれかの教科で採択が行われているにもかかわらず、高校教科書に関すると思われる意見・感想は皆無である。

もっとも、これは義務教育課のみの部内資料である、というのかもしれない。ならば、高等学校教育課が過去に作成した部内資料も示してもらいたいものだ。追加提供されるならば、そのときは、県教委が申立人に対して不誠実であった、ということにもなるのだが。

(イ) 「県教委が全て回収し、教科用図書の採択において参考としている」のではなく、現実の実効性があるのは市町村教委の小中学校教科書の採択においてである。

小中学校教科書は、採択地区協議会が選定・採択し管内の市町村教育委員会が最終採択するのであるから、申立人が「異議申立書」で引用した、平成 25 年 4 月 23 日の愛知県教科用図書選定審議会会議録で義務教育課主査がいうとおり、「意見・感想」を参考にするのは市町村教委である。

(ウ) 県教委は、説明書で、一方的な断定と蓋然性の不明な「おそれ」を乱発している。

①「特定の個人を識別することができるもの」というが、氏名のみをスミ塗りないし白抜きにより一部不開示とすれば、個人は特定され

ない。

- ②「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」というが、特定されえない個人なのに「個人の権利利益を害する」、とは意味不明である。
- ③「本件行政文書を公にすることが前提となれば、記入者は開示されることを意識して本音を記入しなくなり、あるいは、『ご意見・感想記入用紙』そのものを提出しなくなるおそれがある」というが、県教委は、小中学校教科書について実際の採択事務を行っている市町村教委に、「おそれ」についての判断・意向を訊いてみたことがあるのだろうか。

異議申立人は、2001 年以後、中学校教科書採択時を中心に、10 数年間にわたって情報公開制度によって、特定の採択区の市内 3（2014 年は 6）つの見本本教科書展示会場で投函された「意見・感想」を閲覧してきた。申立人のカウントと申立人が別途公開させた県教委部内資料の数値にはズレがあるが、情報公開とそれに基づく申立人による「意見・感想」そのものの公の場での利用・紹介（公開集会での印刷配付、研究会機関紙・誌での発表等）にもかかわらず、特定の地区の市民の意見・感想の通数は減っている、などとは言えない。特定の市教委に訊くまでもなく、公開によって「提出しなくなるおそれ」が生じているわけではない。

- ④「結果として、教科用図書の採択に関する事務の執行に支障を及ぼすおそれがある」との主張に至っては、笑止千万、“風が吹けば桶屋が儲かる” 確率の高さに軍配を上げたくなるほどに、非現実的で没論理的である。

2006 年度から 2014 年度までの地区ごとの小・中・高、さらには特別支援学校も含めての意見・感想の通数をまとめてみた。2014 年の特定の地区の 324 通のうち、小学校分は 50 通、高校分は 10 通。中学校採択年でもないのに、これら以外はすべて中学校教科書についてであった。一桁の通数の地区では、採択対象校種の教科書については、さらに少ないのが実態だろう。それはともかく、明白に 0 であった延べ 4 地区に限っても、いったい、事務執行にどんな「支障」が生じたというのだろうか。提出が少ないことが「支障」につながるといふなら、2011・2014 両年以外は「支障」の山ができていたに違いなかろう。

しかし、「支障」云々ではなく、このデータが意味することは、そんなに大事な「ご意見・感想」なのに、多くの県民から提出していただくための、県教委の努力が足りない、ということである。

(エ) 県教委の教科書採択事務に対する構えには、疑惑を感じざるをえない。

2011 年当時、申立人が特定の地区の意見・感想を分析したところ、総通数 397 のうち 132 通、3 分の 1 が特定の出版社 A 及び B の歴史・公民教科書に対する批判と疑問の声であった。仮に、特定の地区以外で同様の意見が全くなかったとしても、全県総通数 765 のうち 132 通、6 分の 1 弱が批判的な見解である。ところが、「教科書センターに寄せられた主な意見・感想（23 年度）」をみると、「主な意見・感想」19 件のなかに、A 及び B ないし両者と同様の記述を含む教科書に対する批判的な声は 1 件も拾われていない。どのようにも読み取ることが可能な 6 件を除いたとしても、13 件が A 及び B への賛意を表している。現実には想定しがたい前述の「6 分の 1 弱」であるが、この割合で採用するなら 13 件中の 2 件は批判であるべきだろう。これすらも抹殺した県教委のまとめであり、事実を意図的に歪めたものと言わざるをえない。

申立人の公開請求の意図は、「異議申立書」を再録すれば、「この声・意見が正当に参考にされたかどうかを検証しようと考え、開示請求をした。これは、開示情報を『この条例の目的に即して適正に使用』（第 4 条）とすることそのものである。」

結果として、県教委の姿勢に強い疑念をもつことになった。もちろん、冒頭で確認したとおり、県教委は小中学校の教科書採択事務について、直接的な権限はもたないが、しかし、市町村教委に対して「指導・助言」は可能である。申立人個人の意図をこえて、社会的にも、県民の意見が「正当に参考にされたかどうか」を「説明する責務」が県教委には課せられた。そのためには、県教委が回収した「ご意見・感想」そのものの公開が不可欠である。

(オ) 県の「諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的」（第 1 条）にしている情報公開条例に則り、教育行政に関する情報公開を請求した申立人に対して、実態のない「おそれ」を執拗に振りかざし、公開条例を不公開条例に変質させるごとき県教委の認識と対応は、到底、容認できるものではない。

県教委は、空疎な「説明書」づくりに時間を費やすのではなく、速やかに異議申立に係る処分を取り消し、一部開示（氏名以外）するとの決定をすべきである。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。文科省の市教委への通知文書では、初等中等局長名で次のように通知

している。

教科書の採択に関する情報の公表について、文科省としては、法令上の努力義務を課している。義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査したが、明らかになったもので必ずしも十分でないと認識している。引き続き、積極的な公表に取り組んでいただきたい。

今回、私が採択関係の資料でありながら隠されるという、そのことに関して不服申立てをしたというのは、大本はここになる。なおかつ、当県の教科用図書選定審議会においては、異議申立書で述べたとおり、それぞれの採択の地区で県民の声を十分に配慮するようという議論もなされている。それにもとるような行いが今回の処分であるということで、異議申立てをした。

教科書展示会は、明らかに県教委の下に開催されて、採択地区がこれを採択資料の一部として利用している。したがって、最初に言ったとおり、文科省が開示する努力目標としたものに当然入ってくる。

今年の中学校教科書の採択に関しても今年 8 月 24 日付けで請求したところ、3 月には開示されたものが不開示にされた。これは、本件とは違うのではないかとと言われると思うが、実は大いに関係する。

3 月段階で過去のものについて請求したところ、数字が書き込んである表は公開されたのに、今回情報提供という扱いで不開示とされた。それから、主な県民の意見や感想が分かるものは、3 月にも情報提供されたが、今回も同じ扱いである。

それが「教科書センターに寄せられた主な意見・感想（27 年度）」というものである。過去のものとは比べて多少はましになったと思うが、A4 の紙 1 枚に書かれた意見をたった 1 行で要約するには無理がある。読んでいて意味合いが分からないものが多々ある。

私は、採択の資料とされた県民の意見がどのようなものであったか検証したいということで請求をしているが、要約のようなものでは、県民の意見がよく分からないから、読み取りたいというのが狙いである。

また、3 月には公開されたのに、今回は情報提供でもらった数字が書き込んである表については、私が調べた件数と違う旨を言うと、慌てて書き直し、私が調べた件数と同じものを手渡された。県教委は不開示理由説明書で、大事な資料であって、これを公開した場合には公正な採択ができないおそれがあるという趣旨を述べているが、このように事務処理もかなりずさんなものである。

一番決定的に不信感を持ったのは、3 月のときには公開されたものが、今回非開示にされたというやり方である。かなり恣意的だと言わざるを得ない。

どうして同じものが半年以内に、片や開示、片や不開示とされるのか、その根拠を県教委へ行って直に聞いてみたが、嘘を言っている。虚偽を基にしてそのような扱いをしたということが分かった。これは別件の審査ではあるが、義務教育課の対応が極めて異常であるということは、併せて検討した方がよいと思う。そして、その異様さは、特定の市教委にも及んでいる。県教委が市教委に介入をしたということである。

私は意見書でも記したとおり、特定の市の市民の声を公開させ、分析してきた。担当者との話合いによって明らかになったが、県教委が公開してくれるなど市教委の方に言ってきたそうである。県教委の市教委への介入だと言っておく。義務教育課側も、そのことは認めている。

不開示理由説明書では、特定の市が公開しようと、県は条例に従っていくと非公開になると言った。その言葉とも矛盾する。全県的にやられたようだが、県の意向を市に強制した。今まで公開されたものが非公開になった。

先程言ったとおり、私はずっと特定の市の市民の声を公開させ、分析し、色々なところに書いて発表してきた。

色々時の話題になる教科書について賛否の内容を一枚一枚めくって確認して、その内訳も公表してきた。ところが、私がそのようなことをしてきたにもかかわらず、そして県教委義務教育課の主張にもかかわらず、特定の市では4年前の採択に比べて、市民の声の数は5倍以上に増えている。公表すると県民の声を聞けなくなるおそれがある、ひいては、それは採択に影響を及ぼすと言うが、私は、現物の縮小コピーを使いながら、色々なところで意見の書き方の説明をしたり、こういう問題があるということを繰り返してきた。そういうことから見ても、県教委当局の言うことには何らの根拠がないと分かる。特定の市の採択に関してはこのように増えているので、公表すると出されないおそれがあるというのは、全くの嘘である。

それから、特定の市で公開されたものが県教委の横やりで公開されなくなったので、私が聴き取りをして、これまでの分析結果と大いに異なった結果が出て驚いた。教科書出版社A及びBに賛成の市民の声はたったの2パーセントということが明らかになることを恐れているのかなと思う。

丸ごと県教委を批判するつもりはないが、このことに関しては、他の自治体にまで介入しているといえる。なぜならば、市は市、愛知県は愛知県という言い方をしていたにもかかわらず、介入に他ならない。分からなくさせてしまったということは到底容認することはできない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

義務教育で使用する教科用図書は 4 年ごとに採択されるが、使用開始の前年に、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条に規定されている教科書展示会を開くことになっており、本県においては教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 10 条に基づき、関係者だけでなく一般に使用開始前の教科用図書を公開している。

2001～2013 年度（平成 13 年度から平成 25 年度まで）の間は毎年県内 21 箇所、2014 年度（平成 26 年度）は県内 24 箇所教科書展示会を開催している。教科書展示会の来場者の方には、使用前の教科用図書について「ご意見・感想記入用紙」に率直な意見及び感想を記入して、会場に設置されたご意見箱に投函いただいております。投函されたものについては県教育委員会が全て回収し、教科用図書の採択において参考としている。

教科用図書の採択に関して作成又は取得した行政文書について、県教育委員会学習教育部義務教育課は、5 年保存のファイル（簿冊）情報として管理しているが、平成 18 年度以降の文書は保存期間の延長を行っている。

よって本件行政文書として、「ご意見・感想記入用紙」のうち請求日現在管理している平成 18 年度分から平成 26 年度分までを特定した。

なお、本件行政文書は、記入者氏名、記入日、会場名及び使用前の教科用図書についての意見・感想の自由記入欄で構成されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、義務教育で使用する教科用図書について率直な意見・感想を記入してもらうものであり、記入者の氏名のほか、子どもによりよい教育を受けさせたいという心情や、教科用図書に掲載すべき内容についての個人の考え、特定の出版社に対する批判など、来場者個人の要望、思想や意見が詳細に記入されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件行政文書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない上、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件行政文書は、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないた

め、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書には、来場者個人の要望、思想や意見が詳細に記入されており、当然、当該意見等を提出した本人も、公にされることを想定していない性質のものである。

にもかかわらず本件行政文書を公にすることが前提となれば、記入者は開示されることを意識して本音を記入しなくなり、あるいは、「ご意見・感想記入用紙」そのものを提出しなくなるおそれがある。そうすると県民の率直な意見等の収集ができなくなり、結果として、教科用図書の採択に関する事務の執行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は異議申立書において、「採択済みの「2001～2014 の各年度」の意見・感想であり、当該資料が関わる年度の採択事務の「遂行に支障を及ぼす」ことはあり得ない。」と主張している。しかし、前記(3)で述べたとおり、公にすることが前提となれば、記入者は開示されることを意識して本音を記入しなくなり、あるいは、「ご意見・感想記入用紙」そのものを提出しなくなるおそれがある。そうすると県民の率直な意見等の収集ができなくなり、結果として、今後の教科用図書の採択に関する事務の執行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 異議申立人は異議申立書において、本件行政文書と同一のものが特定の市においては一部公開されているとも主張している。

しかし、開示又は不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであり、他の地方公共団体の開示決定等の内容が本件決定に影響を与えるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、教科書展示会の来場者が教科用図書について意見及び感想を記入した「ご意見・感想記入用紙」であり、その記載内容は、標題、記入者氏名、記入日、会場名並びに教科用図書についての意見及び感想であると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、教科用図書に関する来場者個人の要望、思想、意見等が詳細に記載されていることが認められた。

また、現行の様式上、公開の可否を確認する記入欄ではなく、記入者も、記入した意見及び感想の部分がそのまま公にされることを想定していないと認められる。

したがって、本件行政文書の内容がそのまま公にされることとなると、来場者との信頼関係が損なわれ、来場者は開示されることを意識して、教科用図書に関する率直な意見等を記入することを躊躇^{ちゅうちよ}し、あるいは、本件行政文書そのものを提出しなくなるおそれがある。その結果、教科用図書に関する県民の率直な意見等の収集が困難になるなど、今後の教科用図書の採択に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 異議申立人は、採択済みの年度の分である本件行政文書が当該年度の教科用図書の採択に関する事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない旨主張している。

しかし、前記イにおいて述べたとおり、採択が終わっていたとしても、本件行政文書を開示することにより、今後の教科用図書の採択に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当す

ることから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、特定の市教育委員会においては本件行政文書と同一のものが一部開示とされた旨主張している。

しかし、県内各地に会場が設けられ実施されている教科書展示会のうち特定の市で実施されたものの「ご意見・感想記入用紙」について、当該市が開示したからといって、その判断に県が拘束されるものではなく、県の行う事業に支障を及ぼすおそれがあるかどうかで判断することとなる。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、教科書展示会は県教育委員会が行う事業であり、県教育委員会は、そこで集めた県民の意見等も参考にしながら、愛知県教科用図書選定審議会の意見を聴いた上で、市町村の教育委員会の行う教科用図書の採択について指導、助言又は援助を行うとのことである。

そして、開示・不開示の判断は、記載された情報の内容のみならず、開示した場合の影響などについても、総合的に考慮されるべきものであって、本件行政文書を開示することとすれば、前記(3)イ及びウで述べたような支障が生ずるおそれがあるため、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 21	諮問
27. 6. 8	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 15	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 11. 6 (第 472 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 12. 22 (第 476 回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 5. 25 (第 489 回審査会)	審議
28. 11. 15 (第 504 回審査会)	審議
29. 1. 26	答申